

議案第27号

専決処分の承認を求めることについて

平成26年度狭山市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成27年5月12日提出

狭山市長 仲川幸成

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年度狭山市一般会計補正予算（第8号）

補正予算別冊のとおり

平成27年3月31日

狭山市長 仲 川 幸 成

## 平成26年度狭山市一般会計補正予算（第8号）

平成26年度狭山市一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,222,279千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 7,256,375	千円 1,112	千円 7,257,487
	2 国庫補助金	2,306,599	1,112	2,307,711
17 財産収入		530,788	3,916	534,704
	1 財産運用収入	67,688	3,916	71,604
18 寄附金		8,719	3,382	12,101
	1 寄附金	8,719	3,382	12,101
歳入合計		48,213,869	8,410	48,222,279

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 7,317,510	千円 7,952	千円 7,325,462
	1 総務管理費	6,271,173	7,952	6,279,125
7 商工費		1,014,251	966	1,015,217
	1 商工費	1,014,251	966	1,015,217
12 諸支出金		54,566	△508	54,058
	1 土地開発基金繰出金	54,566	△508	54,058
歳 出 合 計		48,213,869	8,410	48,222,279

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財政管理事業	4,104千円
4 衛生費	2 清掃費	稲荷山環境センター設備改修事業	43,304千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	2,902千円
		一般市道整備事業	13,300千円
		水路改良事業	4,200千円
		雨水対策事業	3,498千円
9 消防費	1 消防費	危機管理体制構築事業	18,738千円

変 更

款	項	事業名	補正前の金額	補正後の金額
7 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券発券事業 (消費喚起・生活支援型)	185,000千円	185,966千円